

国民健康保険加入者のみなさんへ 高額療養費の支給申請は確定申告前に！

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

市では、米原市国民健康保険加入者で1か月にかった医療費が高額になった人に対し、高額療養費として自己負担限度額を超えた分の払い戻しをしています。

高額療養費の支給申請には、医療機関から発行される領収書が必要です。確定申告の医療費控除で領収書を提出する前に、保険課または市役所各庁舎窓口、各行政サービスセンターで平成29年中の支給申請を済ませてください。

また、医療費控除では、支払った医療費から高額療養費を差し引いた金額を申告します。平成29年中の高額療養費支給金額が不明な場合は、保険課へお問い合わせください。

1か月の自己負担限度額は年齢や世帯の住民税課税状況により異なります

70歳未満の人

区 分		自己負担限度額
住民税課税世帯	所得901万円超	252,600円+ア ア=(1か月にかった医療費-842,000円)×1%
	所得600万円超～901万円以下	167,400円+イ イ=(1か月にかった医療費-558,000円)×1%
	所得210万円超～600万円以下	80,100円+ウ ウ=(1か月にかった医療費-267,000円)×1%
	所得210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯		35,400円

※自己負担限度額は、1か月ごと、医療機関ごとに計算します
※同じ医療機関でも、入院と外来、医科と歯科は別に計算します

70歳以上の人(後期高齢者医療制度対象者を除く)

区 分		外来の自己負担限度額(個人)	外来+入院の自己負担限度額(世帯)
住民税課税世帯	現役並み所得者※1	57,600円	80,100円+A A=(1か月にかった医療費-267,000円)×1%
	一 般	14,000円	57,600円
住民税非課税世帯	Ⅱ※2		24,600円
	Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※1 同一世帯に課税所得が145万円以上で70歳以上の国保加入者がいる人
※2 住民税非課税世帯の人
※3 住民税非課税世帯の人で、世帯員の所得が一定基準に満たない人

申請時に必要なもの

- ・高額になったと思われる月(11月または12月)の領収書
※原本はコピーを取ってお返します
- ・振り込みを希望する口座番号等が分かるもの
- ・印鑑(認印可)

後期高齢者医療制度 医療費通知の送付月が変わります

問 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013
市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

被保険者のみなさんの健康管理に役立てていただくため、被保険者一人ひとりに発行している「医療費のお知らせ」(医療費通知)の送付月が変更になります。

※対象期間内に医療機関への受診がない場合は、医療費通知の発行はありません。



送付月(年3回発行)

- 1回目… 8月 → **9月**に変更
- 2回目…11月 → **翌年2月**に変更
- 3回目… 3月(変更なし)

20歳になったら国民年金へ加入を

問 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1116
市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにあなたや家族を支えてくれる公的年金制度です。

20歳になったとき

本人または配偶者の職場の年金(厚生年金や共済年金)に加入していない人には、20歳到達日の前月または当月上旬に加入手続きの案内が送付されます。忘れずに手続きを行ってください。

加入手続き先 … 市 保険課、各庁舎窓口、各行政サービスセンター、日本年金機構 彦根年金事務所

20歳前から障がいを持っている人

20歳から障害基礎年金を受け取れます(ただし、国民年金法で定められた障がいの状態の人)。

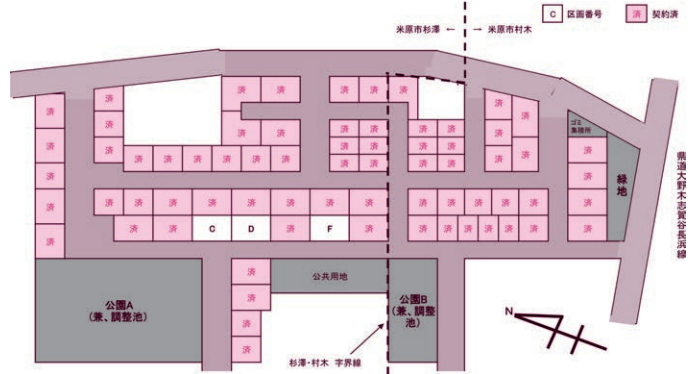
南川住宅団地 残り3区画です！

問 市 伊吹自治振興課 (伊吹庁舎) ☎58-2221 FAX 58-1630

杉澤・村木地先の南川住宅団地(全72区画)を広く分譲しています。南向きで明るく開けた立地条件、通勤通学など利便性にも優れています。 ※平成29年12月19日時点の分譲状況です

区画図面 ※この案内図は区画の配置を示したものであり、実際の区画面積とは異なります。

位置図



分譲価格

号地	宅地面積	売買代金
C	377.19㎡	10,226,000円
D・F	(約114坪)	10,185,000円

団地概要

- 所在地 杉澤 ●自治会 南川自治会 ●地目 宅地
- 建ぺい率 70% ●容積率 200% ●用途地域 指定なし
- 設備 電気:関西電力(株) ガス:個別プロパン対応
- 水道:米原市上水道 下水施設:公共下水道
- その他:公園、消火栓、防火水槽、ごみ集積所有り

市有地を売却します

問 市 管財課 (米原庁舎) ☎52-6781 FAX 52-4447

以下の市有地を一般競争入札により売却します。
一般競争入札による売却とは、市があらかじめ定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格で入札した人を落札者として契約する方法です。

位置図



入札日 2月14日(水)

申込受付 1月15日(月)～2月2日(金) ※土・日曜日を除く

※詳しくは公募要項をご確認ください。
要項は管財課で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

物件番号	所在地	地目	面積	予定価格(最低売払価格)
1	米原市米原字出口232番5外3筆	宅地	292.29㎡	23,900,000円
2	米原市米原字中町通554番16	宅地	153.14㎡	11,900,000円
3	米原市米原字中町通554番15外1筆	宅地	178.27㎡	13,200,000円

障がい者控除対象者認定の申請

問 市 社会福祉課 (山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

表1の要件に該当する人は、市が発行する「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることで、確定申告等の際に障害者控除を受けることができます。社会福祉課または市役所各庁舎窓口で申請してください。

表2の手帳を所持する人は、確定申告時に各手帳を提示することで「障害者控除」を受けられます。ただし、表2の普通障がい者で、表1の特別障がい者に該当する人は「障がい者控除対象者認定書」が必要です。

表 1

	特別障がい者	普通障がい者
介護保険認定調査票	重度の認知症 6カ月以上の寝たきり	軽度・中度の認知症

※介護保険認定調査票で各状態が読み取れることが条件

表 2

	特別障がい者	普通障がい者
身体障害者手帳	1級・2級	3～6級
療育手帳	A1・A2	B1・B2
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級・3級

市役所各庁舎 自動販売機の設置業者を募集します

問 地域振興課(米原庁舎) ☎52-6623 山東自治振興課(山東庁舎) ☎55-8101
伊吹自治振興課(伊吹庁舎) ☎58-2221 近江自治振興課(近江庁舎) ☎52-6920

市役所各庁舎に飲料用自動販売機を設置していただける事業者を募集します。

「一般競争入札」で事業者を決定しますので、希望者は公募要項で詳細をご確認ください。

※一般競争入札…市があらかじめ定めた予定価格(最低貸付料)以上で最も高い価格で入札した人を落札者として決定する方法

公募要項 1月10日(水)～24日(水)の8時30分～17時15分に、各庁舎自治振興課(米原庁舎:地域振興課)で配布します。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

参加受付 1月31日(水)～2月13日(火)

入札執行 3月1日(木)13時30分～

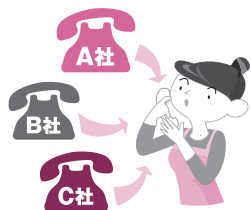
物件番号	所在地(貸付場所)	台数	貸付面積(m ²)	高さ	予定価格(円/年)
1	米原庁舎(1階食堂窓側)	1	1.44	2メートル以内	11,210円
2	米原庁舎(1階食堂通路側)	1	1.44		11,210円
3	山東庁舎(1階ホール)	1	1.44		27,920円
4	山東庁舎(2階食堂)	1	1.44		27,920円
5	伊吹庁舎(1階市民サロン)	1	1.44		8,100円
6	近江庁舎(1階ごみ分別集積所湯沸室)	1	0.84		27,810円
7	近江庁舎(1階ごみ分別集積所湯沸室)	1	0.72		27,810円

消費生活相談コーナー

上手に引っ越しをするために

進学・就職・転勤などで引っ越しサービスを利用することが多くなるこれからの季節に向け、引っ越しのポイントを確認しましょう。

- 複数の引っ越し業者から見積もりを取り、サービス内容を確認しましょう。疑問があれば質問をして、打ち合わせしたことは文書に記載してもらいましょう。



- 貴重品類は運んでもらえないものもあるので業者に確認しましょう。トラブルを防ぐためにも大事なものは自分で持っていきましょう。

- 破損や紛失の場合は、荷物の引き渡し日から3カ月以内に申告することになっています。早めに申し出ましょう。



「おかしい」と思ったら
一人で悩まず、
まずは消費生活相談窓口へ
ご相談ください。

市 消費生活相談窓口(米原庁舎)

相談専用 ☎52-8088

(受付) 平日9時30分～16時



【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎52-0110

1月10日は110番の日

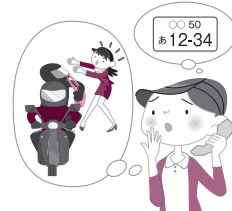
警察では毎年1月10日を「110番の日」として、110番を適切・有効に活用していただく啓発活動を行っています。

110番をするとき

- 事件事故があれば、すぐに110番をしてください。
→通報が早いと警察官の到着が早くなるなど、犯人逮捕や事件の早期解決につながります。

110番をしたら

- 対応した警察官の質問に答えてください。犯罪の被害に遭い、犯人が逃げて間もない場合は、犯人の服装や車のナンバーなどを落ち着いて教えてください。
- 携帯電話で110番をした場合
→警察官が到着するまでその場にとどまり、目撃状況等の説明をお願いします。



警察への意見要望、各種相談等は警察相談専用ダイヤル「#9110」または米原警察署へご連絡ください。



平成29年市内交通事故数(11月末時点)

件数 125件(+8件)、死者 0人(-3人)
傷者 151人(-8人)

※カッコ内は前年比